

社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団
次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

令和8年3月

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、職員の仕事と子育ての両立を支援し、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう雇用環境の整備を行うため、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2. 目標および対策

目標1	<p>子育て目的の休暇の取得促進 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい職場環境の整備</p>
	<p>男性職員が配偶者の出産時等に利用できる分娩看護休暇および子の養育休暇の取得実績の向上を図り、また職員の育児休業取得を促進し、職員の子育て支援を強化する。 <数値目標> ・男性職員 育児休業取得率について、30%以上とする。 ・女性職員 育児休業取得率について、おおむね100%を維持する。</p>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員全体に子育て支援の制度概要を周知する。 ・配偶者（事実婚を含む。）が妊娠中・育児中の男性職員に対し、窓口への申し出を呼びかける。 ・申し出のあった男性職員に対し、子育て支援に関する諸制度を個別に説明し、取得勧奨する。
目標2	<p>女性が活躍できる雇用環境の整備</p>
	<p>事業団課長級（係長級）職員に占める女性職員の割合の向上を図る。 <数値目標> ・計画期間内において、課長級職員に占める女性割合を35%以上とする。</p>
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・育成面談や人材育成研修などにおけるキャリア形成についての意識啓発 ・昇任試験に関する情報提供や受験勧奨
目標3	<p>時間外・休日労働等の削減、労働環境の向上</p>
	<p>時間外労働の削減を目的として、継続的にノー残業デーを実施する。 <数値目標> ・フルタイム労働者一人当たり各月ごとの時間外勤務・休日労働時間の合計が平均で20時間未満とする。</p>
取組内容	<p>ノー残業デーを課ごとに定め、実施することで、業務効率化や時間外勤務時間軽減の意識を醸成し、ワークライフバランスの向上などを図る。</p>